

町の取り組み

ヤングケアラー支援は「気づく→つなぐ→支援する→見守る」の4ステップが基本です。また、様々な視点から重層的な多機関の連携が求められています。このことを踏まえ、ヤングケアラーについて、たくさんの人に知ってもらうための取り組みや、社会全体でこども・若者の成長を支えるための環境づくりを進めています。

気づく・つなぐ

ヤングケアラーの認知度を高めるため、支援者となる介護支援専門員や医療従事者、民生委員児童委員といった方にヤングケアラーについて周知・啓発活動をしています。



支援する・見守る

こども家庭センター「えがお ぷらす」と高齢者の日常生活を総合的に支援している「南会津町地域包括支援センター」は、ヤングケアラーに関する連携会議を開催し、介護の現場からヤングケアラーを早期に発見し適切な支援につなげていくための話し合いを行っています。

町では、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭を訪問支援員等が訪問し、家事等の直接的なお手伝いを行う子育て世帯訪問事業の活用や、こども家庭センター「えがお ぷらす」の保健師・心理師・保育士が訪問や面談を行い、悩みや負担を1人で抱えてしまうことがないようお手伝いをしています。

こどもや若者が家族をケアすることの全てが問題ではありません。ヤングケアラーの大きな問題は、本来守られるべきこども・若者自身の権利が守られず、誰にも相談できずに抱え込んでいる可能性がある点です。もし、みなさんの周囲に「もしかしたらヤングケアラーかも？」というこども・若者がいたら、相談窓口にご連絡ください。また、自分がヤングケアラーかもと思ったら、1人で抱え込まず、自分の気持ちを信頼できる相手に話して欲しいと思います。周りの人に自分のことや家族のことを話しづらいとき、相談窓口の職員は、いつでも連絡を待っています。

親子のための相談LINE

虐待や不適切なこどもへの関わりは、子育ての悩みを1人で抱えることが続くとき起こりやすいものです。こども家庭庁では、「親子のための相談LINE」を立ち上げています。子育てや親子関係について悩んだときに、こども(18歳未満)とその保護者の方などが相談できる窓口です。



ホームページ
はコチラ



【ヤングケアラーの相談窓口】

こども家庭センター「えがお ぷらす」(健康福祉課内)
電話 0241-62-6170 メール egao@minamiaizu.org
必要に応じて、介護保険係や社会福祉係と連携して対応します。
お気軽にご相談ください。

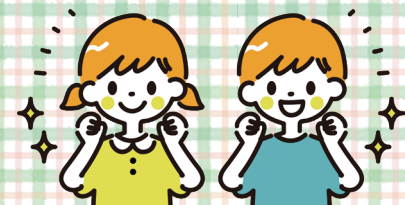


メールでの相談
はコチラ



Instagram
はコチラ

こどもがこどもらしく暮らせるために



オレンジリボン児童虐待防止推進キャンペーン

オレンジリボン運動とは

こども虐待防止シンボルマークのオレンジリボンを広めることで、つらい環境での生活を余儀なくされているこどもに関心を向けてもらうよう呼びかける運動です。オレンジリボン運動を通し、町民の皆さんと一緒に虐待のない地域を築くことを目指しています。

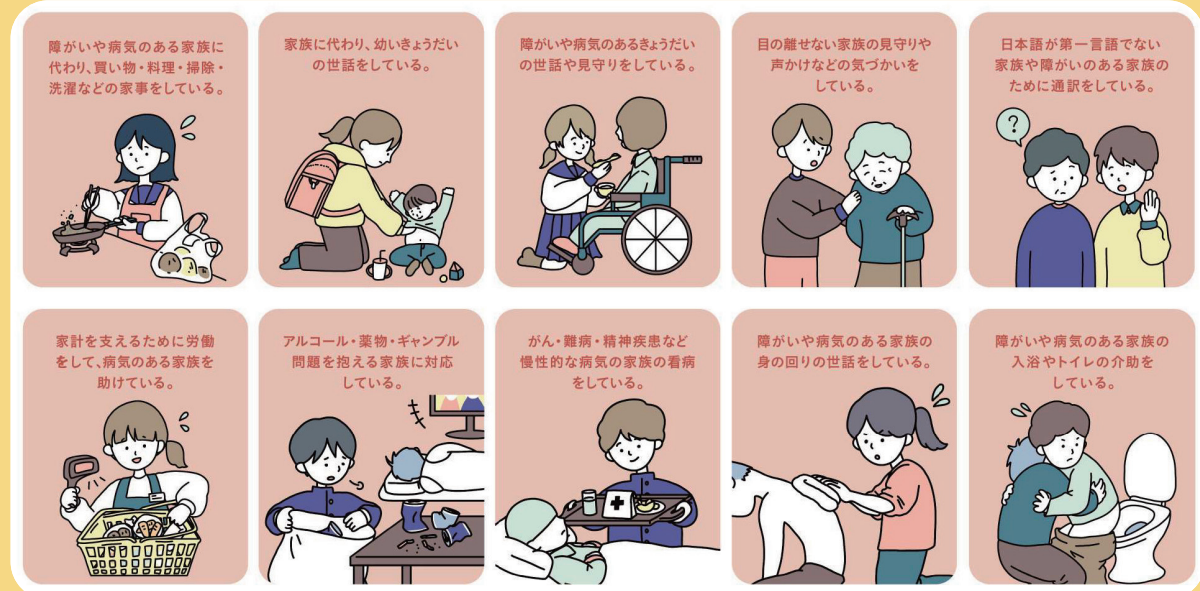
あれって虐待かもと思ったら...

【相談窓口】

- ① 189 (児童相談所 虐待対応ダイヤル)
 - ② 南会津町こども家庭センター「えがお ぷらす」
電話 0241-62-6170
- ※お電話いただいた方の秘密は厳守します。
※令和6年10月1日現在、町ではのべ93人のご相談を受けています。

／ 知ってほしいヤングケアラーのこと ／

みなさんは「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか。「ヤングケアラー」とは、一般的に大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行うこども・若者のことをいいます。



大切な家族のために家の手伝いをすることは、とても素晴らしいことです。一方、家事や家族の世話などで年齢や成長段階に見合わない負担や責任が続くと、「自分の時間や友達と遊ぶ時間が取れない」「学校・仕事を休みがち(遅刻・早退)」など学業や就職・友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

また、日頃から大人の愚痴を聞かされ続けたことで、心を傷め心身の不調をきたすお子さんが多く見られています。県は令和4年度に当時の小学校5年生から高校3年生までの児童生徒を対象とした調査で、本町には「自らをヤングケアラーである」と回答したこどもが697人中35人いることを明らかにしました。

これらの問題は外からは非常に見えにくい問題だからこそ、**周りが気づき、声をかけ、手を差しのべる**ことがとても大切です。身近なところにいるお子さんに一度目を向けていただけるとありがたいです。